

## 大川広域行政組合個人情報保護審査会規則

〔平成18年 3月24日〕  
規則 第 6 号

改正 平成19年 8月24日規則第14号 平成22年 3月25日規則第 2号

(趣旨)

第1条 この規則は、大川広域行政組合個人情報保護条例（平成18年大川広域行政組合条例第3号。以下「条例」という。）第48条の規定に基づき、大川広域行政組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織、運営及び調査審議の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審査会は、管理者が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 不服申立てに係る事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することができない。

(手続の併合又は分離)

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の不服申立てに係る事件を併合し、又は併合された数個の不服申立てに係る事件を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、不服申立てに係る事件を併合し、又は分離したときは、不服申立人、参加人及び諮問庁にその旨を通知しなければならない。

(諮問庁の申出)

第5条 諮問庁は、保有個人情報に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

- 2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、条例第46条第1項の規定により当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問庁の意見を聴かなければならない。

(公印)

第6条 審査会の公印の名称、寸法、書体、公印保管者、用途及び個数は、別表第1のとおりとし、公印のひな型は、別表第2のとおりとする。

(公印の新調、改刻及び廃止)

第7条 公印の新調、改刻及び廃止は、会長の承認を得なければならない。ただし、会長の互選前に新調する場合にあっては、管理者の承認を得るものとする。

第8条 前条に定めるもののほか、公印の取扱い等については、大川広域行政組合公印規則（平成3年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第7号）の例による。

（庶務）

第9条 審査会の庶務は、事務局庶務係において処理する。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営及び調査審議の手續に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、大川広域行政組合個人情報保護条例の施行の日から施行する。

附 則（平成19年8月24日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月25日規則第2号） 抄

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

公印 番号	名称	寸法 (ミリメ ートル)	書体	公印保管者	用 途	個数
22	大川広域行政組合個人情報保護審査会長印	方21	れい書	事務局次長	審査会の招集のほか、個人情報保護審査会長名をもって発する行政文書	1

別表第2（第6条関係）

No.22

大 川 広 域 行 政 組 合 個 人 情 報 保 護 審 査 会 長 印
--